# 第3次札幌市児童相談体制強化プランの構成について(たたき台) 社会的養育の推進

## 子どもの権利擁護

### <現状・課題>

- ・児童養護施設等に入所の際には、北海道や施設団体と合同で作成した「子どもの権利ノート」を活用して、生活を送る上で大切に守られるべき権利や、困ったときに相談できる窓口を伝えている。
- ・施設等への入所後は、子どもとの面談により、今後の生活に対する意向などを継続的に聴取するととも に、施設等への運営指導の中で、子どもが意見や苦情を述べやすい体制となっているか定期的に確認。
- ・令和元年の法改正において、親権者等のしつけに際する体罰禁止について規定されるとともに、子ども の意見表明権を保障する仕組みについて、法施行後2年を目途に検討することとされた。

## <強化の方向性等>

項目	概要・検討が必要な事項等
子どもの意見聴取	・一時保護、処遇検討及び措置中の支援等において、児童福祉司等がより子どもの
の機会の充実	意見を踏まえて援助方針を決定できるよう、支援の在り方について検討する。
	・子どもの意見表明権を保障する制度的枠組みについて、令和元年の法改正に基づ
	く国の議論を踏まえて、検討を進める。

## 個々の子どもに合わせた社会的養護体制の充実等

### <現状・課題>

- ・代替養育が必要な子どもの数は増加傾向。市内の受け皿が少なく、200人以上を市外に措置している。
- ・委託里親の割合 (H31.3 末:47.9%) や、里親等委託率 (H31.3 末:29.7%) は年々高まってきているが、 登録里親数 (H31.3 末:246 組) は横ばい傾向にある。
- ・里親委託の推進のためには、里親養育包括支援(フォスタリング)体制の構築が重要であり、当面はリクルート体制の強化が必要。
- ・市内の施設は、乳児院1か所、児童養護施設(本体)5か所、児童心理治療施設1か所。
- ・市内児童養護施設のグループホームは9か所であり、本体施設5施設のうち小規模グループケア化が完了しているのは2施設。
- ・市内の児童家庭支援センターは4か所。令和元年度より指導委託(措置による在宅指導)を拡充。

### <強化の方向性等>

項目	概要・検討が必要な事項等
包括的な里親支援	・里親委託を推進するため、里親登録前後及び委託中の研修、里親養育者宅への訪
体制の構築(里親	問などの支援を包括的に行う。(継続性・一貫性を確保できる支援体制の構築に向
支援拠点の設置)	けて、具体的な検討を進める。)
施設の小規模化及	・社会的養護が必要な子どもがより家庭に近い環境で養育されるよう、児童養護施
びグループホーム	設の小規模化やグループホーム、ファミリーホームの設置等を支援する。(令和4
設置等の推進	年度までに、児童養護施設(本体) 1 施設の小規模化、グループホーム 5 か所の
	開設、ファミリーホーム2か所の整備を予定)
児童家庭支援セン	・児童家庭支援センターを増設(4施設→6施設)するとともに、指導委託を拡充
ターの拡充	するなど、施設の強みを活かした支援体制を充実。
施設の機能強化等	・里親支援専門相談員の配置施設の増加。(4施設→5施設)
の推進	・乳児院に入所児童やその保護者等の相談支援を行う育児指導担当職員を配置。
その他体制強化に	・代替養育の受け皿拡充に向けた検討、ケアニーズが非常に高い子どもへの専門的
向けた取組	なケアを行う体制の検討 等

## 一時保護改革に向けた取組

## <現状・課題>

- ・平成 28 年度に一時保護所定員を拡充 (36 名→50 名) し、男女別の処遇の実現や個室の充実など、生活 環境は改善されているが、新たな一時保護ガイドラインに一部適合していない状況にある。
- ・要保護児童は増加し続けており、一時保護所定員の更なる拡充が必要。
- ・学習室の整備など環境の充実を図ってきているが、一時保護所入所中の学習機会の充実が課題。
- ・施設の小規模化等の影響を受けて、一時保護委託先の確保が困難になってきている。

### <強化の方向性等>

項目	概要・検討が必要な事項等
切口 ロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	例女・快前が少女な事項守
(仮称) 第二児童	・(仮称)第二児童相談所に一時保護所を整備し、一時保護所総定員を拡充する。
相談所の整備	・一時保護ガイドラインを踏まえて整備し、子どもの生活環境の改善等を図る。
委託一時保護の受	・里親登録数の増加や施設整備による社会的養護の担い手拡充により、一時保護委
け皿確保	託の受け皿確保にもつなげていく。
その他体制強化に	・ケアの質向上に向けた一時保護所の自己評価や外部評価等に関する検討、子ども
向けた取組	の学習機会の充実に向けた検討 等

## 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

- ・平成28年度より、大学等に進学するために措置解除となる場合、措置解除後の生活費等として奨学金を支給。(入学初年度に、毎月5万円ずつ1年間を限度として支給)
- ・「社会的養護自立支援事業」として、従来からの就労相談支援に加えて、平成 29 年度より措置解除後の 居住費及び生活費の支援を、令和元年度より支援コーディネーターの配置と生活相談支援を開始。
- ・自立援助ホームは市内に5か所。

### <強化の方向性等>

項目	概要・検討が必要な事項等
社会的養護自立支	・措置の解除後も、22歳に到達する年度末まで個々の状況に応じた支援を継続する
援の充実	ことで、将来の自立に結び付ける。

## 児童相談所の強化等に向けた取組

#### <現状・課題>

- ・児童福祉司及び児童心理司は段階的に増員しているが、児童虐待件数の増加により、虐待通告への対応 や在宅支援の比重が大きくなり、施設・里親への措置後の支援の充実が課題。
- ・令和元年度より児童相談所における弁護士への法律相談(週1回)を実施。令和元年の法改正を受け、 常時弁護士の助言又は指導を受けられる体制の整備が必要。

### <強化の方向性等>

項目	概要・検討が必要な事項等
専門職の確保と専	・計画的な職員採用や、児童相談関係職員スキルアップ研修の継続・充実を図る。
門性強化	・弁護士への相談体制を拡充し、法的対応力の強化を目指す。
親子関係再構築及	・親子関係再構築支援や子どもの自立に向けた支援など、子どもや保護者の状況に
び自立支援の強化	合わせた支援の充実に向けて、児童相談所の体制の在り方について検討を進める。
その他体制強化に	・施設等の専門性を活用した児童相談所との連携強化の取組、家庭復帰後の在宅支
向けた取組	援体制の強化に向けた児童相談所と各区の連携、医師職の配置の在り方検討等